戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案に対する修正案　概要

修正の趣旨

戦没者等の遺族の高齢化を踏まえ、「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」が本来想定している遺族に特別弔慰金が支給されるよう、平成２７年から平成３６年までの間、毎年、一定の基準日を定め、対象となる遺族の認定を行い、特別弔慰金を現金支給する。

【政府原案による改正内容】

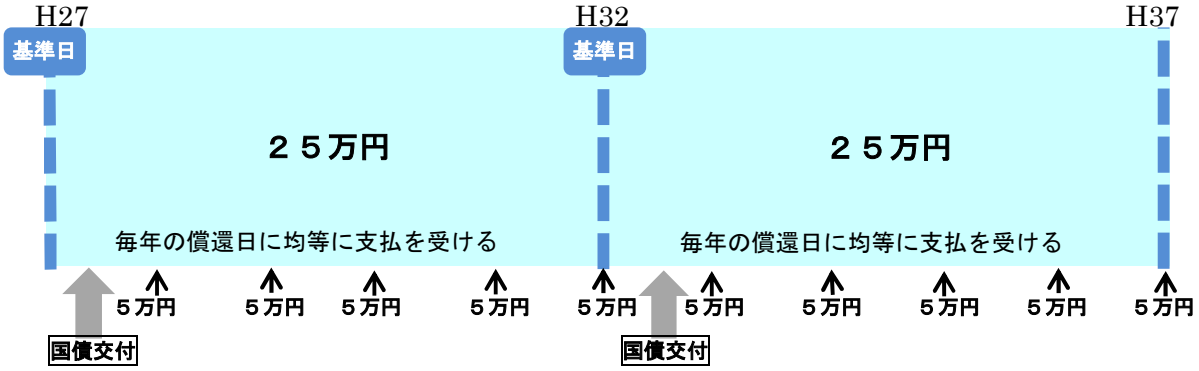

遺族である受給対象者が死亡した場合、特別弔慰金交付国債はその相続財産として相続の対象になる。

⇒　**法律が想定する遺族以外の相続人が支払を受けることも**

【修正後】

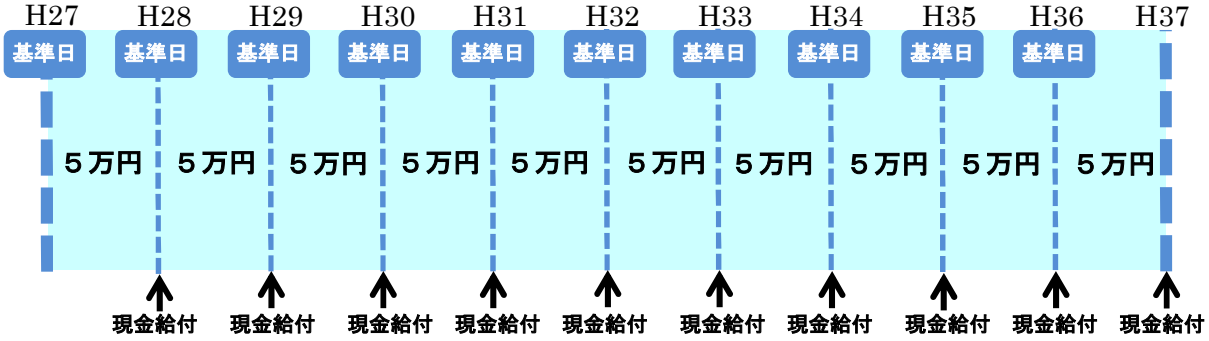

平成 27 年から平成 36 年の間の毎年基準日を設け、基準日に遺族に該当した者に現金給付を行う。

⇒　**法律が想定した遺族にできる限り支給することが可能に**

１　特別弔慰金支給の基準日を平成２７年から平成３６年までの間、毎年４月１日とし、基準日において対象となる遺族に対し、特別弔慰金の支給を行うものとすること。

２　特別弔慰金の支給方法について、記名国債の交付ではなく、現金給付によるものとすること。